

宇治市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和8年4月23日

宇治市監査委員

池上哲朗

松岡ゆかり

真田敦史

- 1 監査の結果を公表した日  
令和8年2月27日（宇治市監査委員公表第4号）
- 2 当該通知に係る事項  
次のとおり。

監査対象 教育委員会 西宇治図書館

監査期間 令和7年12月1日～令和8年1月27日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	<p>複写機使用料収入状況について</p> <p>入金の遅れが見受けられた。今後は、速やかに入金されるよう事務手続きを改善されたい。</p>	<p>宇治市財務規則について、職員の認識が不足しており、入金遅れにつながった。適正な事務処理を行うよう、職員間で宇治市財務規則及び事務フローを改めて確認し、調定後速やかに指定金融機関へ入金することを徹底した。令和8年1月16日調定分より、調定後速やかに入金処理を行っている。</p>